

3-2 校舎の概要

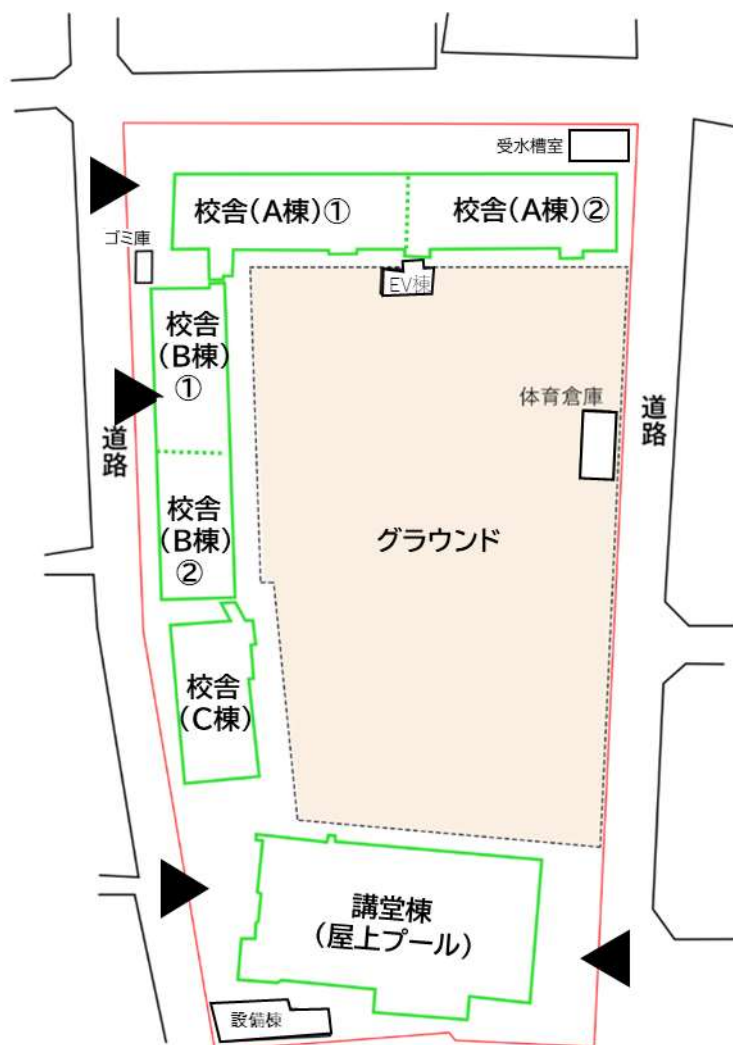


写真：生野小学校

所在地	大阪府大阪市生野区舍利寺 3-1-39
土地所有者	大阪市
敷地面積	7,487.74 m ²
延べ面積	5,851.97 m ²
防火地域	準防火地域
用途地域	第1種住居地域
容積率	300%
建ぺい率	80%
高さ制限	道路斜線：勾配 1.25 隣地斜線：勾配 1.25
道路の概要	東側：幅員 7.272m 市道 西側：幅員 6.04m 市道 北側：幅員 15.0m 市道
避難所指定	災害対策基本法による指定避難所(講堂)・指定緊急避難場所(グラウンド)
アクセス	・ JR 大阪環状線 寺田町駅 東へ約 1.5km ・ JR 関西本線 (大和路線) 東部市場前駅 北へ約 1.5km ・ 大阪シティバス 舍利寺バス停隣接

施設名	延べ面積 (m ²)	構造	階数	竣工年	
校舎棟	A棟①	1,304.83	RC造	地上4階	1989年
	A棟②	1,273.92	RC造	地上4階 塔屋1階	1990年
	B棟①	687.03	RC造	地上3階 塔屋1階	1970年
	B棟②	645.00	RC造	地上3階	1971年
	C棟	684.17	RC造	地上3階	1988年
	EV棟	126.74	S造	地上4階	1996年
講堂棟	999.59	RC造	地上4階 (屋上プール有り)	1987年	
体育倉庫	32.00	S造	地上1階	1987年	
設備棟	65.64	RC造	地上1階	1987年	
受水槽室	22.84	RC造	地上1階	1990年	
ゴミ庫	10.21	RC造	地上1階	1989年	

[構造] RC造: 鉄筋コンクリート造 S造: 鉄骨造



図：配置図

3-3 立地特性・地域のポテンシャル

生野小学校周辺地域では、大阪市の密集住宅市街地整備のモデル事業として生野区南部地区整備事業が進められている。民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備を促進するとともに、市営住宅の建設や道路・公園等の公共施設整備を一体的に進めるなど、住環境の改善、防災性の向上が図られている。とりわけ、生野小学校の西側に位置する市営住宅団地（生野東住宅）には、防災機能の確保と地域コミュニティの活性化を目的とした防災広場や憩いの遊歩道など、新たなコミュニティスペースが整備されたところである。これからも、老朽住宅の建替促進による民間住宅の供給誘導や、憩いの緑地整備（コミュニティ農園）、生活道路等の公共施設整備などが計画されており、中長期的にエリア価値の向上が期待できる地域である。

また、周辺エリアでは、学校再編に伴う再編先として、新たに小中一貫校や本市で初の市立の義務教育学校（※）が開校される。

地理的には、生野小学校は桑津街道が隣接している。「舍利寺」「林寺」などの村々を経て、東住吉区の桑津に至る街道であり、「難波高津宮」の仁徳天皇が妃・髪長媛（かみながひめ）の住む桑津までしばしば行幸された道筋とも言われているなど、歴史ある通りが今もなお残るエリアでもある。

地域の南端には、東西に約1kmに及ぶ生野銀座商店街をはじめとした商店街が続き、飲食店や食料品、日用品の店舗が連なっている。



生野南部地区整備事業エリア



大阪市立義務教育学校 生野未来学園 イメージパース

※義務教育学校

一人の校長のもと一つの教職員組織で一貫して教育を実施する修業年限が9年間の新しい学校種

4 校舎活用コンセプト

4-1 基本的な考え方

(1) 防災拠点としての機能を有することが大前提

生野区の西部地域は密集住宅市街地で防災上も危険なエリアであり、避難所確保の必要性から「小学校の跡地に関しては防災拠点として残す」方針であり、閉校する小学校跡地は売却処分とせず、災害時の避難場所として残し、避難所の運営や避難生活時に必要となる資機材の配備など、防災拠点機能を有することを前提に活用を行っていく。

(2) 地域コミュニティ機能

地域コミュニティ機能を有するために、現在学校を活用して行われている地域活動については、できる限り活動団体のニーズを踏まえた対応をしていく。これからの地域活動については、地域ニーズを踏まえながら事業者・地域と協議のうえ対応していく。

(3) パブリックマインドと地域連携・地域貢献

パブリックマインドを有した事業者により、地域住民と緊密に連携し、地域貢献に資するような活用をしていく。

※「パブリックマインド」とは国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという公共の精神のこと。

(4) 持続可能な跡地運営のスキームの導入

事業者と地域との連携・協働のもと、民間のノウハウを活用した自律的で持続可能な運営の仕組みを導入する。

(5) 校舎活用の「エリアへの波及力」の視点

校舎活用は、校舎単体だけではなく、周辺エリアと繋がりを持つものという認識のもと、周辺エリアも含めたまちづくりの視点を持った活用をしていく。

※「エリアの波及」とは活用事業が中長期的に周辺エリアおよび生野区のまちの魅力・価値を高め、地域住民・区民の暮らしの豊かさ、持続性を高めることにつながっていくことと定義する。



(6) 学校跡地を核としたまちづくり構想の「学び」の視点

まちづくり構想では、子どもたちや子育て世代をはじめ、多世代にわたって魅力的な環境を創出していくために、学びの場はまち全体にあると捉え（まちぐるみ教育）、今すでにある生野区の産業や人材、文化などの強みを活かしながら「新しい学びのかたち（みんなの学校）」をつくり、学校跡地を核として生野区のまち全体の再生につなげていく考え方・ビジョンが示されている。本構想を踏まえ、生野区の課題を解決し、まち全体の再生ビジョンを実現するために、新しい「学び」の視点を持った活用をしていく。

4-2 活用にあたり求めるマインド

4-1における「基本的な考え方」を踏まえ、まちづくり構想の「みんなの学校/まちぐるみ教育」の考えを実現していくために、次の「前提とするもの（各校共通）」、「望まれるもの（各校共通）」、「生野小学校で特に望まれるもの」の3つの枠を設定し、これらのマインドに沿った活用を行う。

1. 前提とするもの（各校共通）

校舎活用において前提となるマインド

- 災害時には避難所として開放するとともに、地域の防災拠点の機能を有するもの
- パブリックマインドを持った活用とし、地域と緊密に連携し、地域貢献に資する地域コミュニティ機能を有するもの
- 基本的に校舎施設全体を一括して運営しつつ、かつ持続可能な運営となるもの

2. 望まれるもの（各校共通）

校舎活用において望ましいとされるマインド

- 人々に居場所と持ち場を提供できる地域包摂的視点を有するもの
- 周辺エリアの特徴・文化を活かした様々な学びの機会や雇用の場の創出へとつなげ、生野区ならではの教育・仕事・暮らしをまち全体で育てていく拠点となるもの
- 周辺エリアとのつながり・波及と地域活性化が見込めるもの

3. 生野小学校で特に望まれるもの

生野小学校の校舎活用において特に望ましいとされるマインド

- 校舎周辺エリアの特徴を活かし、エリアとのつながり・波及が見込める教育機関など様々な学びの場となるもの

※ 学びの場（交流の場）とは、以下広義の意味を指す。

広い意味での住民にとっての学びの場や交流/居場所の機会が提供されるもの。

必ずしも校舎全てが学びの場である必要はなく、以下のような機会も提供される場を意味する。

- ・一般的な意味での“学校”での学びに限定するものではなく、体験や表現等を通しての学び（“学校”では得られない様々な学び）
- ・様々な仕事に触れる機会、地域の文化や技術に触れる機会、多世代と交流することできる 等

5 利用区画と用途内容

学校跡地の活用にあたって、地域の避難所・防災拠点の機能及び地域コミュニティ機能を有することが前提となっていることから、施設を活用・運営する事業者の利用区画と用途をあらかじめ定めておく必要がある。

よって、本計画において、生野小学校の活用用途を以下のとおり定めている。

5-1 平常時の用途

該当スペース	用途内容
校舎（屋上を含む。ただし、校舎棟屋上の一部太陽光発電設備、1階なかよしプレールーム、ふれあいルーム、いきいき活動室、防災備蓄倉庫は除く）	事業者提案による活用可能スペース
その他の敷地（外構部分等）	
講堂（屋上プールを含む）	事業者提案による活用可能スペース ・地域コミュニティスペースとしての活用を条件 ・本市「学校体育施設開放事業※1」の活動場所としての活用を条件
なかよしプレールーム（校舎A棟1階）	事業者提案による活用可能スペース ・地域コミュニティスペースとしての活用を条件 ・本市「生涯学習ルーム事業※2」の活動場所としての活用を条件 ・本市「児童の安全確保と居場所づくり事業※3」の活動場所としての活用を条件
ふれあいルーム、いきいき活動室（校舎A棟1階）	地域活動備品の保管場所、「学校体育施設開放事業※1」及び「生涯学習ルーム事業※2」の活動備品の保管場所としての活用を条件
控室（講堂棟）	「学校体育施設開放事業※1」の活動備品の保管場所としての活用を条件
防災備蓄倉庫（校舎B棟1階）	災害時の備蓄物資の保管等のスペース
グラウンド（遊具・体育倉庫等含む）	事業者提案による活用可能スペース ただし、災害時の緊急避難スペースのため増築等は不可 ・地域コミュニティスペースとしての活用を条件 ・本市「学校体育施設開放事業※1」の活動場所としての活用を条件

※1 小・中学校の体育施設を地域に開放することにより、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供している。

※2 小学校の教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動や交流の場を提供している。

※3 新しい再編先の学校における本市「児童いきいき放課後事業」利用児童を保護者等が迎える場を兼ねた運営を想定している。

5-2 災害時に避難所として活用するスペース

該当スペース	避難所として活用するための条件
講堂	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所として活用するスペースについては、災害時に即時開放できるように、平常時は可動式で収納可能な備品・物品のみ設置可能とする。 ・ただし、運営上必要とする管理スペース、運営上最低限必要となる精密機器設置スペースは、上記開放するスペースから除く。
校舎（ただし、管理スペースや精密機器設置スペースは除く）	
グラウンド	
防災備蓄倉庫（校舎 B 棟 1 階）	災害時の備蓄物資の保管等のスペース

※ グラウンドを除いて、活用内容に応じた改修・改装等は可能（施設の構造に重大な影響を与えるものは不可。詳しくは本市を含む関係部署と要協議）とする。

※ 契約終了時には本市との協議により、事業者負担のもと原状復帰のうえ返還するものとする。
また、記念碑や樹木については、地域・本市と協議のうえ取り扱うものとする。なお、閉校に伴い新たに建設予定の記念碑については移設不可とする。